

千葉県教育委員会会議議事録

令和6年度第1回会議（定例会）

1 期 日 令和6年4月17日（水） 開会 午前10時30分
閉会 午前10時55分

2 教育長及び出席委員
教育長 富塚 昌子
委員 岡本 毅
貞廣 齋子
花岡 伸和
永沢 佳純

3 出席職員

教 育 次 長 井田 忠裕
教 育 次 長 杉野 可愛

企画管理部

企 画 管 理 部 長 福田 有理
学 校 危 機 管 理 監 原 義明
県 立 高 校 統 括 監 細川 義浩
教 育 総 務 課 長 吉本 明広
教育総務課副参事兼人事給与室長 神澤 賢
教 育 政 策 課 長 古谷野 久美子
教育政策課副参事兼政策室長 東海林 智之
高 校 改 革 推 進 室 長 齋藤 俊介
財 務 課 長 北村 規彦
教 育 施 設 課 長 森田 勝利
教育施設課副技監兼
大 規 模 改 修 室 長 佐野 博也
福 利 課 長 戸倉 俊彦

教育振興部

教 育 振 興 部 長 荒金 誠司
教 育 振 興 部 次 長 里見 学
生涯学習課副参事兼
新県立図書館建設準備室長 中村 喜代枝
学 習 指 導 課 長 増田 武一郎
I C T 教 育 推 進 担 当 課 長 岡野 秀次
児 童 生 徒 安 全 課 長 伊澤 浩二
特 別 支 援 教 育 課 長 齋藤 勝史
教 職 員 課 長 鈴木 克之
教 育 振 興 部 副 参 事 和久 純
保 健 体 育 課 長 志村 修一
文 化 財 課 長 四柳 隆

企画管理部
教育総務課人事給与室人事班長 川名 康博
教育施設課企画調整班長 小林 弘典

教育振興部
学習指導課主幹兼教育課程指導室長 大木 圭
同 指導主事 村瀬 正
教職員課主幹兼小中学校人事室長 金親 秀樹
同 管理主事 松本 聡
文化財課副課長 大内 千年
同 指定文化財班長 黒沢 崇
同 文化財主事 松浦 誠

事務局
企画管理部教育総務課
主幹兼委員会室長 山口 聖剛
同 副主幹 小合 基夫
同 主査 杉本 浩二

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 岡本教育長職務代理者

6 令和5年度第12回千葉県教育委員会会議（定例会）及び
令和5年度第13回千葉県教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第1号議案から第3号議案の議案3件、第1号報告の報告議案1件である。第1号議案は、教育委員会会議規則、第13条第1項第四号「知事又は議会に対する意見の申し出等」に該当することから、また、第2号議案及び第3号議案については、同規則同条同項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

8 進行役の指名

千葉県教育委員会会議規則第27条の2の規定に基づき、ここからの進行を岡本委員にお願いする。

9 審議事項

第1号報告 教育庁等職員の人事について

【教育総務課人事給与室長】

本件は、本庁課長級以上の職員で、知事部局との交流人事に伴う4月1日付け人事異動について報告するものである。

このことについては、知事部局の内示日程等の都合から3月21日の教育委員会会議において、教育長が臨時代理することに了承を得たところである。

次に人事異動の内容だが、企画管理部長に環境生活部次長福田有理を任用することとしたほ

か、この資料のとおりである。

第1号報告は終了。

教育長報告 「年度初めから定数内の教員の未配置をなくすために抜本的な対策を講じることを求める請願書」について

【富塚教育長】

本請願の趣旨は、いわゆる義務標準法に定められた教職員の未配置の解消に向けて、抜本的な対策を講じることを求めるものである。

請願項目1点目は、「年度初めから定数の欠員をださないため、県費採用枠を使い教員を確保すること」である。これについては、教職員定数は、国が措置することが基本であり、県では、国の定数では措置されない教職員を、事由に応じて措置している。この考え方と取扱いについては既に県議会本会議、常任委員会でも答弁している。また本教育委員会会議においても繰り返し説明報告を行っており、委員の皆様からの御意見もいただきながら、未配置解消に向けて取り組んでいるところである。本年度も、昨年度に引き続き、民間企業と連携した教員採用プロモーションを展開するとともに、社会人や元教諭の方が受験しやすいよう採用選考の改善を行うほか、大学と連携し養成段階から教職への理解と関心を深め、志願者の確保に向けた取組を充実させていく。さらに本年度は、奨学金返還緊急支援や選考会場の見直しも実施できるよう予算を確保している。これらの取組を通して、優れた人材の確保等に一層取り組んでいく所存である。

次に請願項目2点目は、「年度初めから、講師を引き受けた採用試験受験者に特段の優遇措置を講じる事」である。本県では、臨時的任用講師等が採用選考を受験する場合、一定の勤務条件等を満たしていれば、特例選考での受験を可能とし、1次選考の一部または全部を免除している。すなわち、県として可能な優遇措置は既に講じており、本請願の取扱いについて慎重に検討した結果、2項目とも既に取組方針を明確に定め、取組も進めていることから、付議しないこととした。

教育長報告 「公正な教科書採択を求める請願」について

【富塚教育長】

本請願の請願項目1点目の「教科書展示会の開催について、更なる周知を図り、開催時間を延長すること」については、教科書展示会について、ホームページで周知を図っており、すでに取り組んでいるため、また、開催時間の延長については、各展示会場を所有する施設ごとに管理上の都合等を考慮する必要があるため、教育委員会会議で協議する内容でないため付議しないこととした。

請願項目2点目の「自宅等での詳細な研究を可能とするために、写真等で撮影することを許可すること」についても、運営上の事務的な取扱いの範疇のものであり、事務方で協議し判断する内容であるため、付議しないこととした。

請願項目3点目の「採択を実施する教育委員会会議より前の調査研究の段階で、特定の教科書について推薦などをしないこと」については、法令により、採択に当たっては、教科用図書選定審議会の意見を聞くこととされており、選定審議会から答申される資料は教育委員会会議における資料のうちの一つであること、これまでの採択についても、国の通知に従い、選定審議会が作成する資料において、評定を付す場合であっても当該評定に拘束力があるかのような取扱いはせず、教育委員会において十分な審議を行っていることから、付議しないこととした。

教育長報告 「教科書採択についての請願」について

【富塚教育長】

本請願の請願項目は「引き続き、育鵬社の教科書を採択すること」についてである。教科書を採択するにあたっては、教科書採択に関して調査審議を行う、教科用図書選定審議会からあらかじめ意見を聞くなど、法令に定められた適正な手続きを踏む必要があり、手続きを経ずに特定の教科書について採択することはできないため、付議しないこととした。

<傍聴・報道 退出>

第1号議案 契約の締結について

教育施設課副技監兼大規模改修室長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第2号議案 令和6年度千葉県教科用図書選定審議会委員の任命について

学習指導課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第3号議案 千葉県文化財保護審議会委員の任命について

文化財課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

10 教育長閉会宣告

令和6年5月22日 署名人